

未来のドクターや
ナースを増やしたい。
そんな想いで
活動を続けています。



子どもたちの未来を真剣に応援する医療関係者の熱い思いとともに、「ユニフォームを通じて継続的に協力していきたい」と考えています。

「看護フェスタ」をはじめ、
さまざまな医療イベントに、
住商モンブランのユニフォームを提供。

住商モンブランでは、医療に従事される方々と共に子どもたちの未来をサポートしたいと考え、さまざまな医療関連イベントにユニフォーム提供を行っています。

たとえば、病院の創立祭や、夏休み子どもたちを対象とした院内ツアー、小児病棟の子どもたちへのレクリエーションなど、子どもたち自身が医療や看護を身近に感じてもらうきっかけとなり年々その活動の輪はひろがっています。

今回はそのひとつ、看護週間に行われた大阪府看護協会主催の「看護フェスタ」の様子をお伝えします。

「看護フェスタ」では、
ユニフォーム体験から、健康チェックまで。
たくさんの来場者で大盛況。

大阪府下12カ所で行われたイベントのうち、イオンモール茨木での「看護フェスタ」では、住商モンブランがユニフォーム提供で協力した「ちびっこナース体験」をはじめ、AED体験・血圧測定・体脂肪測定・血糖測定・骨密度測定・高齢者体験・認知症相談・育児相談など、さまざまなブースで来場者が健康と向き合えるサービスが用意されていました。気になることを気軽に相談できるとあって、各ブースには行列も。ご家族連れやご高齢者、若いカップルまでたくさんの来場者で大盛況。

このイベントを主催された大阪府看護協会の田中五月さんにお話を伺いました。

子どもたちに料理や食事の大切さを
伝える食育イベントに協賛。

ユニフォームを関心のきっかけとして。

近年、子どもたちが食にふれる施設や機会が増え、関心が高まっています。興味を持ってもらうきっかけとしてもユニフォームは重要なツール。住商モンブランでは、職業体験施設のユニフォームをはじめ、ホテルやレストラン、料理教室など、休日を利用した食育イベントなどにも数多く協力をを行い、子どもたちの笑顔と思い出をつくっています。



人と人とのふれあいで、子どもたちの未来を明るくしたい。

■ ショッピングモールで「看護フェスタ」を開催されたきっかけは？

買い物をする場所ですから、みなさんに気軽に来てもらえると思ったんです。おかげさまで年々、認知してもらえるようになり来場者も増え、昨年は800人の方に来ていただきました。

■ 今年もにぎわっていますね。

“今年も来たよ”と声をかけてくださる人も増え、嬉しく思います。

■ さまざまな健康チェックや相談ができるんですね。

みなさん、ちょっと気になることがあっても、病院までわざわざ出かけて相談はしにくいですね。でも買い物に来て、ちょっと寄ってみよう、ということなら気軽にできる。このイベントが、ご自分の健康や生活習慣を見つめ直すきっかけになってもらえればいいですね。少しでも地域に貢献できればと考えています。

■ 看護のお仕事への理解を深めていただきたいという趣旨もあると思いますが。

そうですね。看護という仕事は“厳しい”“きつい”というイメージが先行して、なり手が不足しています。看護の仕事について興味を持ったり、正しく理解してもらえればと思います。なかなか難しいことですが、少しずつPRも積み重ねていくことが大事ですね。

■ 子どもたちがユニフォーム体験をすることで、医療のお仕事への憧れが芽生えるといいですね。

ユニフォーム体験は、とても人気があります。制服を着ると、気分がキリッとして、その気になりますよね。写真を撮るだけでなく、AED体験などもナースや



ドクターの格好でやると気分が上がっていかもしれません。なにより子どもたちが喜ぶと、大人も笑顔になるし、見ているだけで嬉しくなります。

■ 最近の子どもたちについて、何か感じることはありませんか。

子どもに限らず、今の時代、いろんなことが殺伐としていますよね。人と人の心のふれあいが少なくなってきたと感じます。子どもたちが将来、医療に従事してくれたら、それは嬉しいことですが、そうでなくても、人の心がわかる人になってほしい。今日ここで、ナースやドクターの服を着て、お父さん、お母さんが喜んでくれた、自分も嬉しかった、そんな心の温かさを大切にしたい。優しさのある人づくりが未来を明るくするのだと思います。

<取材後記>

子どもたちの笑顔と、医療関係者のみなさんの熱意を肌で感じ、住商モンブランはこれからもユニフォームを通じて、子どもたちの未来に貢献したいと決意を新たにしました。

「看護の日」は、なぜ5月12日？



5月12日は、近代看護を築いたフローレンス・ナイチンゲールの誕生日。1965年から、国際看護師協会は、これに由来して5月12日を「国際看護師の日」に定めています。日本では旧厚生省が1990年よりこの日を「看護の日」と制定し、12日を含む週の日曜日から土曜日までを「看護週間」としています。

